



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	保証契約締結プロセスの規律：イングランドにおける信託の濫用法理の考察を中心に〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	西村，曜子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12523号
Issue Date	2017-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/65557
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Yoko_Nishimura_review.pdf, 審査の要旨



学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 西 村 曜 子

審査担当者	主 査	教 授	曾 野 裕 夫
	副 査	教 授	藤 原 正 則
	副 査	教 授	山 本 哲 生

保証契約締結プロセスの規律 -イングランドにおける信頼の濫用法理の考察を中心に-

本論文は、保証契約の無償性・情義性に起因する保証人の任意性の欠如から要請される保証人保護のあり方について、イングランド法を素材とした比較法研究を通じて、日本法のあり方を検討するものである。本論文の特徴としては、次の3点を挙げることができる。第1は、現代大陸法における保証人保護法制は、保証人の負う責任の「過大性」に重心をおいた規制が主流であるのに対して、本論文は「契約締結過程」における意思形成の瑕疵に着目する点である。本論文が素材とするイングランドでも、本論文が明らかにするとおり、①制定法上の書面要件、②コモンロー上の情報提供義務（又は不実表示の法理）、③エクィティ上の信頼の濫用法理（不当威圧法理）という、いずれも契約締結過程を規律する保証人保護法理が複線的に形成されている。第2は、「保証人保護」の必要性ばかりでなく「中小企業金融の維持」の必要性を意識的に考慮する点にある。そして、第3の特徴は、（特に配偶者保証や従業員保証などについては）保証契約を主債務者も含めた三者取引構造としてとらえ、保証人の意思形成における問題の本質は、主債務者による保証人の信頼濫用にあるという視点を示している点である。

本論文の構成は、「序章」「第1章 制定法における保証人保護」「第2章 情報提供法理の生成」「第3章 信頼の濫用に対する救済法理」「第4章 イングランドの判例法における保証人保護の到達点」「結章 日本法の分析と残された課題」からなる。

「序章」で上述の問題意識・視角を確認したうえで、「第1章」では、まず、1677年の詐欺防止法における書面要件が1954年に多くの契約類型について廃止された際にも、保証契約については、保証人への警告機能を評価して書面要件が維持されたこと、また、1974年の消費者信用法においては保証契約締結時における書面の作成と保証人への交付が義務づけられたことが明らかにされる。

「第2章」では、コモンローにおける契約の効力否定原因としての不実表示の法理において、当事者間において情報格差がある場合であっても単なる情報の不開示は不実表示としないのが原則であるが（つまり、一般的な情報提供義務はない）、保証契約については19世紀後半に情報提供法理が発達したことが示される。そこでは、一般的な情報提供義務を債権者に課することは融資取引を機能不全に陥らせることから認められないことを原則としつつ、債権者には保証人になろうとする者からの質問に対する回答義務があるほか、保証人が「通常予想するのと異なる事項」（特異事項）についてはそれが債権者が関与した事実についてのものであれば開示義務がある（予想に反する事項は存在しないとの「黙示の表示」として位置づけられる）との枠組みが確立したことが示される。

「第3章」では、主債務者に対する保証人の信頼が濫用される場合について、20世紀末における、第三者の不当威圧による保証契約の取消しに関する法理の形成が検討される。第三者の不当威圧による取消しについては一般論として相手方が悪意であれば取消しが認められるとされているところ、配偶者保証については、配偶者に金銭的利益がなく、主債務者による不当威圧が存在する実質的リスクがある場合には、債権者（銀行）の「悪意擬制」（推定）がなされること、そして、債権者（銀行）が、保証契約を締結する前に配偶者に対して、保証のリスクについて弁護士から公正中立の助言を受けることを助言するなどの「合理的措置」をとることによって、その悪意擬制を覆すことができるとする判例法理の形成が検討される。そして、このような法理は、保証契約が、実質的には債権者・保証人だけでなく主債務者を加えた「三者間取引」であることから正当化されることを指摘する。また、この法理によって、保証人の保証意思の任意性を確保するばかりでなく、債権者（銀行）が合理的措置をとることによって、保証契約の取消しを免れることになるから、経済的弱者に対する金融の維持がはかられているとの分析が示されている。

「第4章」では、第2章と第3章で検討した情報提供義務と信頼濫用法理が、21世紀に入ってからさらに拡張される傾向にあることを紹介しつつ（情報提供義務については開示対象が債権者の関与した事実から債権者が把握する情報に拡張され、信頼の濫用法理については配偶者が主債務者から「独立した状態で」第三者の助言を得られるように配慮することが求められるようになっていくこと）、第1章でとりあげた書面要件は、情報提供義務違反や信頼の濫用法理が問題なる事案においては保証人保護として機能しえないことも指摘される。

「終章」では、日本の裁判例における保証人保護（錯誤・信義則等）の分析が行われ、その特徴として、保証契約締結過程において債権者による保証人の誤信惹起・助長があった場合には保証契約の効力否定が行われること、保証契約締結後における追加融資等については保証意思の確認義務が信義則上課されていることなどが示される。そのうえで、これらはあくまでも保証契約の二当事者間の取引の枠内での処理であって、主債務者による保証人の信頼濫用に対する手当は不十分であること（つまり、問題の本質が三者取引構造にあること）が指摘されている。また、本論文提出時点で国会に提出されている民法（債権法）改正法案における保証関係規定（例えば、465条の6、465条の10）については、この観点から積極的な評価が与えられている。

以上のとおり、本論文は、現代的に重要な課題について、明晰な問題意識に基づく分析を示しており、しかも先行研究においては前面に出てこなかった視点（中小企業金融の維持、主債務者による保証人の信頼濫用）を付け加えるものであって、学問的価値がきわめて高いといえる。また、比較法研究としても、従来からドイツ法やフランス法については先行研究の蓄積があるものの、イギリス法については、部分的・断片的な紹介がなされてきたにとどまることから、制定法・コモンロー・エクィティにおける複線的な保証人保護法制の全体像を示す研究としても、本論文は高い価値を有し、今後のこの分野における研究にとって必読文献であるといえる。

他方、検討の不十分な点もないではない。例えば、情報提供義務（あるいは不実表示法理）や不当威圧についての検討が、保証人保護という個別問題の切り口から行われているため、保証人保護についての分析としては成功をおさめているものの、不実表示や不当威圧の一般理論のなかへの位置づけが十分になされているとはいえない。また、3つの法理の形成における社会経済的背景や相互関係を充実させればより立体的な比較法研究になるのではないかとの意見もあった。しかし、これらの点は、本論文につづく研究活動において追及すべき今後の課題というべきであり、本論文が説得的に示した新たな視点の価値を損なうものとはいえない。

以上のことから、本審査委員会は、審査委員の全員一致で、本論文が博士（法学）の学位を授与するに相応しいと判断した。